

旅館業営業手続きのご案内

1 営業までの流れ

- ① 旅館業の施設・設備を整備（建築、改装等）
※計画段階で施設の図面を持参し、事前相談を受けていただくことをお勧めします。
- ② 営業者が鳥取市生活環境課に「旅館業許可申請書」を提出
- ③ 鳥取市生活環境課が現地にて、構造・設備・衛生措置について検査を実施
※施設完成後できるだけ早く営業されたい場合や、検査日の指定がある場合はご相談ください。
- ④ 検査に適合した場合、鳥取市生活環境課が開設者に「許可証」を交付
※申請書提出から許可証交付まで（②から④まで）の標準事務処理期間は10日間です。
- ⑤ 営業開始

2 旅館業許可申請書

(1) 添付書類

- ・法人にあっては、定款又は寄附行為の写し並びに役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿
- ・営業施設の構造設備を明らかにした図面（給排水系統・浴場の循環系統のわかるもの）
- ・営業施設の付近おおむね100メートル以内の見取り図（学校、児童福祉施設、図書館、博物館、青少年社会教育施設、准看護師養成所、公共職業能力開発施設、児童利用施設の有無が明らかとなるもの）
- ・建物の建築確認済証の写し
- ・消防法令適合通知書
- ・営業用の土地又は建物が他人の所有である場合にあっては、その所有者の承諾書
- ・農林漁業体験民宿の場合は体験プログラムの内容が分かる計画案

(2) 手数料

- ・検査手数料として、22,000円が必要です。
※窓口での現金支払い、キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー）又は納入通知書による金融機関での支払い

3 構造・設備の検査内容（法定基準）

基準については、別紙をご覧ください。
営業を行うために必要な基準ですので、適合するよう注意してください。

4 その他

旅館業法のほか、他法令による規制があります。所管庁へ確認してください。

- ・飲食店営業（鳥取市生活安全課） ・温泉利用（鳥取市生活環境課） ・消防法（消防署）
- ・水質汚濁防止法（鳥取市生活環境課） ・下水道法（鳥取市下水道経営課 等）
- ・建築基準法（鳥取県東部建築住宅事務所又は鳥取市建築指導課） ・風営法（警察署） 等

【お問い合わせ先】

〒680-8571 鳥取市幸町71番地（鳥取市役所本庁舎2階）
鳥取市市民生活部環境局生活環境生活衛生係
電話：0857-30-8083 ファクシミリ：0857-20-3918

旅館の構造設備及び管理の基準等

区分		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
定義		施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外もの	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする	1月以上の期間を単位とする宿泊料
構造等 (旅館業法施行令)	客室	1客室床面積7㎡(寝台を置く客室にあっては、9㎡)以上☆	客室延床面積33㎡以上(宿泊者10人未満の場合:3.3㎡×宿泊者数以上)☆★	—
	階層式寝台	—	上下段の間隔1m以上	—
	玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他代替設備☆	—	—
	換気、採光等	適当な換気、採光、照明、防湿、排水の設備を有する		
	入浴設備	適当な規模の入浴設備(近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除く)		
	洗面設備	適当な規模の洗面設備		
	便所	適当数有する		
	設置場所	学校等の周囲概ね100mの区域内の場合、客室や遊技ホール等を見通せない設備	—	—
配置(法3条3項)		学校、児童福祉施設、社会教育施設等が100m以内にあるときは設置者等に意見聴取		
管理等 (鳥取市旅館業法施行条例)	清潔措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴衣、布団の襟部及びまくらを覆う布・敷布は宿泊者ごとに洗濯 ・ 便所、下水溝等にはねずみ及び昆虫の防除装置を施し駆除に努める 		
	収容定員	客室の有効面積3㎡につき1人以下	客室の有効面積1.5㎡につき1人以下	
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ① 外部から見通せない ② 水質基準(レジオネラ属菌は10cfu/100mL未満)に適合 ③ 所定の水質検査の実施・報告 ④ 原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃・消毒。適切な方法で生物膜を除去。 ⑤ 浴槽水は入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給して清浄に保つ ⑥ 毎日(連日使用浴槽水は1週間に1回以上)、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃する ⑦ ろ過器使用の場合、 1週間に1回以上ろ過器、配管等の清掃・消毒 1年に1回以上ろ過器、配管等の生物膜除去 ⑧ あがり湯・水及び打たせ湯は浴槽水を再利用しない ⑨ 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。 ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法 イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると市長が認める方法 ④⑥⑦⑨を点検表により点検し、3年以上保管 		

※季節営業・一時的営業施設、山小屋等については☆、農村体験民宿等については★は適用除外

